

報道機関各位

箕輪町新型コロナウイルス感染症対策「飲食店危機突破」支援金の創設について

箕輪町では、第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大と上伊那地域での感染者の急激な増加により、これから忘新年会シーズンを迎える飲食店利用客が激減している状況です。この危機的状況を支援するため、町内飲食店の利用客回復につながる営業活動、新たなプランの設定、割引活動など厳しい状況下でも意欲的に営業継続に取り組む飲食店に対して支援を行います。

詳細は、別添のとおり。

添付資料 有 無



箕輪町 商工観光推進室 商工係
(室長) 小林 剛史 (担当) 小野 文久
電話：0265-96-8300
FAX：0265-96-8301
E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策「飲食店危機突破」支援金

一 事業概要 一

第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大と上伊那地域での感染者の急激な増加により、これから忘年会シーズンを迎える飲食店利用客が激減している状況である。

この危機的状況を支援するため、町内飲食店の利用客回復につながる営業活動、新たなプランの設定、割引の実施など厳しい状況下でも意欲的に営業継続に取り組む飲食店に対して、支援することを目的とする。

1 対 象 者

町内で12月15日現在営業をしている飲食店で、長野県の推奨により事業者が自ら適切な新型コロナウイルス感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」を標榜し、2年以上営業を行なえる飲食店。

ただし、次に該当する者は除く。

- ① 箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員
- ② 町税等を滞納している者
- ③ 新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていない者
- ④ コンビニエンスストアのイートイン
- ⑤ 箕輪町内に本拠地を有する中小企業信用保険法に規定する中小企業者が経営するフランチャイズ店以外のフランチャイズ店及び直営店

2 対 象 業 種

飲食業とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種は除く。

3 支 援 内 容 ・ 金 額

支援対象内容	支援率	支援額
新型コロナウイルス感染症拡大による利用客の急激な減少に伴う危機的状況に際して、下記の取組み等を行う飲食店に対し、支援を行う。 ① 誘客につながる新たなプランの設定 ② 割引の実施（提供価格の半額を限度とする） ③ 新たなテイクアウトメニューの提供 ④ 新たな顧客獲得につながる営業活動の実施 など <u>※別添申請書にその取組みを記載し、チラシ、パンフレット等の添付を必須とする。</u>	10/10	20万円 （1店舗 1度限りの申請）

4 申 請 期 間

令和2年12月15日（火）から令和3年3月1日（月）まで

問い合わせ先：箕輪町役場 商工観光推進室 商工係（産業支援センターみのわ内）
TEL 0265-96-8300 FAX 0265-96-8301

様式

新型コロナウイルス感染症対策「飲食店危機突破」支援金
申込書 兼 請求書
(町税納付納入状況等調査同意書)

年 月 日

箕輪町長

申込者 住 所 _____
飲食店名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____

新型コロナウイルス感染症対策「飲食店危機突破」支援金について、下記のとおり申込み及び請求します。

また、町税等の滞納状況の調査閲覧及び長野県の推奨により事業者が自ら適切な新型コロナウイルス感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」を標榜し、新型コロナウイルス感染防止策を講じることに同意します。

記

- 1 取 組 内 容 _____
- 2 支 援 金 額 200,000円
- 3 添 付 書 類 ① 1に記載した内容のチラシ、パンフレット、写真、計画書等
② 通帳の見開きページの写し
- 4 振 込 先

振込先	金融機関	八十二銀行・アルプス中央信用金庫・上伊那農業協同組合 長野銀行・長野県信用組合・長野県労働金庫 _____ 支店（支所）
	(フリガナ) 口座名義	(_____)
	口座番号	普通 ・ 当座 _____
検 収 (※役場で記入します)		<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり
		検収者 職氏名 _____ 印